

空家等対策における連携及び協力に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、空家等に関する対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空家等の発生の予防及び空家等の適正かつ円滑な利活用の促進を図るため、土地家屋調査士の専門的知見を活用することにより、空家等対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する「空家等」をいう。
- (2) 所有者等 空家等に関する所有権その他の権利の行使により当該空家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。

（連携事業）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、甲及び乙の一方又は双方から要請を受けたときは、速やかに相互に連携し、協力し、及び情報共有し、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- (1) 筆界の特定、表題登記、滅失登記等のほか土地家屋調査士が業として行う事業のうち、空家等に関する対策を進めるためのもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策を進めるための事業

（甲が行う業務）

第4条 甲は、前条各号に掲げる事業の実施に当たり、所有者等又は空家等の利活用を希望する者から空家等に関する相談があり、必要と認めるときは、乙を案内するものとする。

2 甲は、前条各号に掲げる事業の実施に当たり、甲が主催する相談会、講演会その他セミナー等を企画した場合には、必要に応じて乙に当該事業への協力を要請するものとする。

（乙が行う業務）

第5条 乙は、第3条各号に掲げる事業の実施に当たり、所有者等から空家等に関する相談を受けたときは、その会員から各種相談に応じる土地家屋調査士を選任し、当該所有者等からの相談に応じるものとする。

2 乙は、前条第2項の規定による甲からの協力の要請を受けたときは、誠実に対応するものとする。

（苦情又は紛争の処理）

第6条 この協定に基づく事業の実施に関し苦情又は紛争が発生した場合は、

甲乙協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から満1年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも期間満了1か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

（協議）

第8条 この協定の内容に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙が協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成31年2月7日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長

富田幸宏 

乙 横浜市西区楠町18番地
神奈川県土地家屋調査士会

会長

鈴木貴志 